

(別表)

デイサービス料金表

●通所介護利用料（通常規模通所介護 6～7時間の標準的な介護報酬告示上の額）

基本料金（利用毎1日単位）

	利用料金 単位×10.45円		介護保険適用時 自己負担額（10%）
要介護1	584 単位	6,103 円	610円
要介護2	689 単位	7,200 円	720円
要介護3	796 単位	8,318 円	832円
要介護4	901 単位	9,415 円	942円
要介護5	1,008 単位	10,534 円	1,053円

各種加算

自己負担額

入浴介助加算	40 単位	418円	42円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位	585円	59円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 単位	188円	19円
事業所が送迎を行わない場合の減算	片道ー47 単位	ー491円	ー49円
同一建物内（ケアハウスからの） 利用者の送迎減算	ー94単位 単位	ー982円	ー98円

その他の加算（1ヶ月単位）

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	209円	21円
科学的介護推進体制加算	40 単位	418円	42円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の総サービス単位数×0.090単位		

●介護予防型通所サービス利用料

基本料金（1ヶ月単位）

(×10.45)

自己負担額

要支援1	1,798 単位	18,789 円	1,879円
要支援2	3,621 単位	37,839 円	3,784円

各種加算（1ヶ月単位）

運動器機能向上加算	225 単位	2,351円	235円
サービス提供体制加算Ⅱ1（支1）	72 単位	752円	75円
サービス提供体制加算Ⅱ2（支2）	144 単位	1,504円	150円
同一建物内利用者の送迎減算（支1）	ー376 単位	ー3,929円	ー393円
同一建物内利用者の送迎減算（支2）	ー752 単位	ー7,858円	ー786円

その他の加算

科学的介護推進体制加算	40 単位	418円	42円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の総サービス単位数×0.090単位		

*それぞれの加算は、通所介護及び介護予防通所介護計画において利用の計画がなされ、利用実績が生じた場合に加算させていただきます。

*通所介護費に各サービスを加算したものが1日の利用単位数となります。

これに1ヶ月の利用日数を乗じます。

*介護予防通所介護費に各サービスを加算したものが1ヶ月の利用単位数になります。

＊1ヶ月の総単位数に10.45円を乗じると1ヶ月の料金が計算されます。（1円以下切り捨て）
負担割合証が1割の方はこの料金の90%が介護保険より給付され、残りの10%がご利用者の自己負担となります。

＊ケアハウスフレンドピーチよりご利用の場合、同一建物に対する減算の対象となります。

●その他の利用負担

食費（1食）	昼食500円
活動費（レク材料費）	300円（1ヶ月につき上限）
行事費	実費
パット（1枚）	50円
おむつ・リハビリパンツ代（1枚）	100円
複写物	コピー1枚につき10円

＊実費費用につきましては、ご利用前に予め金額をお知らせし承諾をいただきます。

●キャンセル規程

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日の午後6時までにご連絡頂いた場合	無料
②ご利用日の前日の午後6時以降にご連絡頂いた場合	食材料費相当 500円

●通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

（片道1回につき 10～20km：500円）

※介護保険適用の場合でも保険料が滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの利用料金をいただき、サービス提供の証明書を発行いたします。

後日ご利用者が保険者（福岡市等）へ請求することによって差額の払い戻しを受けることができます。（償還払い）